

船舶事故調査報告書

令和4年3月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年7月14日 12時20分ごろ
発生場所	福岡県宗像市地ノ島沖 倉良瀬灯台から真方位087° 1,200m付近 (概位 北緯33° 55.2' 東経130° 29.4')
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年8月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.8m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、一級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、釣りを終えて漂泊中、操縦者が、釣り糸が船尾に設置してある旗竿に引っ掛かっていたので、外そうと中腰になったところ、バランスを崩して海中へ転落し、操縦者が、慌てて船上へ上がろうと、一気に左舷側に体重を掛けた際、本船が左舷側へ転覆した。</p> <p>操縦者は、1人で本船を復原するのは困難と判断し、防水パックに入れていた携帯電話で118番通報を行った。</p> <p>操縦者及び本船は、付近を航行していた貨物船に救助され、来援した巡視艇に引き継がれて宗像市鐘崎漁港に到着した。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、漂泊中、操船者が、旗竿に引っ掛かった糸を外そうと中腰になった際、バランスを崩して海中に転落し、慌てて船上へ上がろうと一気に左舷側に体重を掛けたことから、左舷側へ転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、漂泊中、操船者が、旗竿に引っ掛かった糸を外そうと中腰になった際、バランスを崩して海中に転落し、慌てて船上へ上がろうと一気に左舷側に体重を掛けたため、左舷側へ転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボート上では、作業等をするために中腰になって動いても、

バランスを取るのが難しいため、航行に影響がない場合は、帰港後に作業等を行うこと。

- ・ミニボートの乗船者は、海中に転落した場合でも慌てることなく、本船のバランスを取りながら乗り込むこと。